

議会運営委員会

平成18年8月29日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄 ○里川宜志子 松田 正
浦野 圭司 中西 和夫
中川議長

欠席委員 三木 誓士

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 中西委員、里川委員

委員長 おはようございます。ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。三木委員には少し連絡が今とれておりませんので、このまま進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解の程お願い致します。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名致します。

会議録署名委員に中西委員、里川委員を指名致します。

両委員にはよろしくお願い致します。

本日の議事日程は、お手元に配布致していますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

1. 協議事項、はじめに、第4回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

会期日程につきましては、先の議会運営委員会で日程案を示させて頂いておりますが、9月4日（月）から9月25日（月）までの、会期22日ということで決定致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。第4回斑鳩町議会定例会は9月4日（月）から9月25日（月）までの、会期は22日ということで決定させていただきます。

次に、付議予定議案についてを議題と致します。

総務部長に出席を願っておりますので、担当常任委員会には事前の説明がされていると思っておりますが、まず付議予定議案について総務部長から概要説明を頂きたいと思っております。

（ 総務部長より付議予定議案及び追加議案（藤ノ木古墳整備工事契約）について説明。 ）

委員長 ありがとうございます。先程、三木議員の方から欠席の連絡が入って
おりましたので、委員皆さんにはよろしくご了承の程お願い致します。

それでは、付議予定議案について、総務部長のほうから概要説明を頂き
ましたが、委員皆さんの方で、事前にお聞きしておく事があればお伺い
致します。今、追加議案の件につきましても、報告がなされております
ので、この点についても皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

ございませんか。里川委員。

里川委員 すいません。少し確認だけさせてほしい事がございまして、議案とし
て予定をされている職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして
ね、この点については組合との話し合いについてはされてるのかどうかと
いう事を確認だけちょっとさせてほしいなと思ってます。それと同意案
件、今部長の説明で引き続き3、4という事でご説明頂いたんですが、
今、まさに町も私たちも委員会の委員の選出等も含めまして、要綱等も
町の方作って頂いて、今後も色々進めていこうという事をやってる中で、
その新しく要綱作って頂いた上で、それらを引き続いてというのは別に
構わないんですけど、議論をするつもりはないんですが、そのこのところ
をきちっと見て頂いてこの選任の同意案件を私達の方へ出して来て頂い
てるのかいう確認だけさせて頂けたらと思います。

総務部長 一点目の議案第46号の関係ですが、これにつきましては、説明を申
し上げるのが抜けておりましたけれども、組合の方につきましても話し
合いをさせて頂きまして、ご了承、ご理解を頂いておりますのでこの際併
せましてご報告させて頂きます。それと2点目の同意案件の関係につき
ましても、ご承知のように現在そういった関係で審議会との関係の見直し
をさせて頂いております。そうした事を踏まえまして、議会上程をさ
せて頂いておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは他に質疑、ご意見等ないようですので、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは次に、付議予定議案の取扱いについて、確認をしていきたいと思います。

委員会付託表と併せてご覧頂きたいと思います。

議案第46号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については総括質疑の後、総務常任委員会に付託。

議案第47号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例については総括質疑の後、厚生常任委員会に付託。

議案第48号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例については総括質疑の後、厚生常任委員会に付託。

議案第49号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については総括質疑の後、総務常任委員会に付託。

議案第50号、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については総括質疑の後、総務常任委員会に付託。

議案第51号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）については総括質疑の後、総務常任委員会に付託。

議案第52号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については総括質疑の後、厚生常任委員会に付託。

議案第53号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については総括質疑の後、同じく厚生常任委員会に付託。

議案第54号、平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）

については総括質疑の後、建設水道常任委員会に付託。

議案第55号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）から、議案第57号、同じく工事請負契約締結について（その3）についてはそれぞれ総括質疑の後、建設水道常任委員会に付託。

承認第7号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）は、議案の第54号の補正予算（第2号）の前に承認を得ることとなり、前回にもこうした取扱いで承認を致しておりますように、委員会付託と致しますと採決順序にも影響していきますことから、初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、採決ということで進めていただきたいと思います、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

承認第7号については、初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、採決ということで進めて頂きたいと思いますので、議長にはよろしくお願ひ致します。

次に、認定第4号、平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総括質疑の後、委員6名による決算審査特別委員会を設置され、議長から委員指名の後、同委員会に付託してもらおうということでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長にはよろしくお願ひを致します。各常任委員会であらかじめ決算審査特別委員会に入っていただく委員を決めて頂いておりましたら、名

前を確認させて頂きたいと思います。

あらかじめ事務局の方でお伺い致しておりますのをまとめさせて頂いておりますので、私の方から確認させていただきます。

総務常任委員会から、嶋田議員、木澤議員、厚生常任委員会から、浅井議員、三木議員、建設水道常任委員会から、私、小野と浦野議員、という事で確認させて頂いておりますがこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのように確認させていただきます。

次に、同意第3号、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、同意を求めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

同意第3号、については、初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、同意を求めるという事で確認を致しておきます。

次に、同意第4号、斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)、同意第5号の同じく(その2)については、初日の本会議で2議案を一括議題とし委員会付託を省略して提案説明の後、同意について順次諮って貰うということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。同意第4号、同意第5号については、初日の本会議で2議案を一括議題とし、委員会付託を省略して提案の後、同意について順次諮って貰うという事で確認を致しておきます。

次に報告第8号、平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告については、例によりまして初日の本会議で委員会付託を

省略し、報告を受けるという事でご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。報告第8号については、初日の本会議で委員会付託を省略し報告を受ける事と致します。

付議予定議案の取扱いについては、ただ今決めさせて頂きましたように進めてもらうということで議長にはよろしくお願いを致します。

もし、賛否の討論が必要となりました時には、従来どおり賛否の討論を各1名ずつということで、この点についてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。賛否の討論となった時は、各1名ずつという事で確認を致しておきます。

付議予定議案の取扱いについては、以上で終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

松田委員 今、お謀りを頂いた関係でいいとは思いますが、実は6月議会の関係でもですね、ちょっと議案の取扱い等について、議運で決定した事あるいは全員協議会あるいは本会議等の関係で言うんですけども、従来と若干異なった条件があると思うんです。そういう意味で一応のこの一定の審議の仕方についてですね、協議をして今、結論を集約されているんですけども、今回は問題ないんですけど、前は問題あったように思いますので、その事についてはですね、ここで論議をさせて頂いていいのかな、あるいはその他の方でやらせてもらった方がいいのかな、ちょっとその辺について見解だけ伺ってきたいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

委員長 取扱いについての関係ですので、この場所でそしたら議論深めていき

たいと思いますので、続けてお願い致します。

松田委員

皆それでいいのかな。

僕はね、色々議運に諮って議会の議案の取り扱いその他については色々審議をしですね、大方、方向づけをしているのが議運の姿だと思うんですけどね、特にこの6月議会での議員提案の議案の取り扱いについてですね、議運でも色々審議してきました。ところが、開会前の関係の議運ではですね、議員提出議案の関係については出す予定という発表はありましたけども、具体的な提案の内容とか文書の関係については示されていませんでした。しかしそれがですね、会期の初日の全員協議会の時には提案者の関係と扱い条文が出ていましたけれども、これはですね、提出する事については事前の議運で了解を得ていますが、内容と提案者の関係についての確認は実はしていなかったと思うんです。それが最初の初日の関係について全員協議会の席では、その前に議運が開かれたという事ではなくて、即、委員長報告でもって了承となったという風に思ってるんです。ところがですね、その際の関係で言いますと、一つは出資法の関係はですね、これはそういうのも出来ましたけれども、これは議運でという事になっとるわけですね。ほんで議運で連名でこれ出すとしました。それからそのもう一つ、問題は青少年の補導に関する条例の関係ですね。この関係については、結局議員で手続き上、提出の条件が整ってるという事で取り扱われたんだという風に私は理解をするんですけども、これは2名でされてる。もう一つの関係の、何やったかな議題は、あの関係はですね、厚生常任委員会のメンバーでもって連名ですね提出するという事になって、ちょっと性格が違うと思うんですけど、そういう関係の了解ではなかったと思うんですが、提出するという事ではありましたけれども。そういう事で全員協議会でも了承されてしまったと。報告を受けてですね。ところが実際に本会議の席へ行きますと、青少年問題の関係についてはですね、退場という関係出て来たという関係ですね。この辺についてのこのいきさつおっしゃられている時にですね、果たして議運の取扱いとしてですね、これでよかったんかなと

いう事と、今後に活かしていくべき性格としてこういう過ちというんですか、こういう取扱いを繰り返さないためにも一体どうしたらいいのかという事について議論をしておく必要があるのではないかなというように思うんです。一般的な関係でいきますと、今日も確認をされていますように、同じ様な形をとられていると思うんですよね。その事について疎漏があっただろうとかいう事ではないんですけど、ただ前回の関係から見ますとなぜああいう関係になったんやろかという事を私なりにには考えてみるとですね、この意見書等については、提出の時期の問題ですね。結局、意思表示をされて提出をする予定という関係で言われて最終日まで出来るだけこの意思を尊重したという事で我々取り扱っては来てるんですけども、その関係はですね、いわゆる初日の本会議、初日の全員協議会に間に合えばという事で今まで取り扱いして来てると思うんです。その場合といえども、必ず全協の前に議運が開かれて、内容確認、提出書の関係を確認をした上でですね、取扱いをして来たように私は思うんです。ところが今回もうそういう事ではなくて即、全員協議会でという事になったわけですね。提出をするという事についてはいいんですけど中身の確認とですね、提出者の関係についての、賛否の討論を必要とするかしないかという関係の議論は実はしなかったと思うんです。この辺が我々としては省略しすぎたのではないかなというように一つは思うんです。そういう事があるんですけど、問題はですね、痛し痒しなんですけど、こういう場合の議案の提出の時期を限定する事がいいのか悪いのか。これは限定してるとこもあるわけですね。所によって、この近辺でも。ところがうちは出来るだけそういう機会というのは尊重したいという事でぎりぎりまでこう認めているわけですけども、この事で行くなら、それなりの議運の取扱いというものはなければならんという風に思うんですけど。その事を省略してしまうとですね、こういう過ちが出るんとかやうかなという風に思うんで、その辺についてはですね、今日までのような取扱いで行くんならですね。提出は初日でもやむを得ないにしてもですね、その時には内容と提出者の確認をした上で扱われるという関係にしておかないと問題が生じるのではないかなというように思うんです

ね。ですから後退なりあえて制約するという形とりたくないという風に思う気持ちも一方ではあるんですけど、そういう意味ではそういう風にされた方がいいのではないかな。そうすればおそらくあの状況こう見ていくとですね、退場と言われた人については反対という事はもう今さら言えへんというような関係で、そういう機会がない、それだったらもう退場せざるを得んという事になったのかなと思うんですけども、心情的にはですね、おそらくこれは反対も賛成もどっちもせんというよりもむしろ県会でも多数決定されてるように、そういうな気持ちが強かったんとかやうかなと、しかしその意思表示ができないという事で退場という事になったのかなという風に僕は思ったりするんですけどね。そういう風になってくると、多少、委員長としては全員協議会です承を得てるんですけども、その間についてですね、うっかり賛成してしもたという事になるんかどうかは知りませんがね。だからそういう事に生じないためにも、もう少しきっちりしておく必要があるんとかやうかなというように。こないだは省略してるんですけど、省略は、議運その日ちょっとでもしといたらですね、そういう事がなかったんとかやうかなという気がするんでね。その辺について我々としては反省する必要がなかったんかどうか。ところが、もう一つはですね、議運でこの種の扱いについて提出をする意向があるというのは了承してるんですけど、内容について了承してない。しかし、委員長報告では全員協議会でされている。しかしその場合にだれ一人として意見はなかった。いう事ではありますけども、議運でも議論はしてるんですけども、本会議の席になりますと、その討議に参画した議運の関係がですね、委員が自らがやっぱし退席するという事についても果たしてそれが責任ある行動と言えるのかどうかという事もありますし、それと併せて、こういう事言うところと角が立つんかもわかりませんが、古参議員と、最古参の関係の吉川君が退場されて、あとは新人議員、1年生議員の2、3回、いう事になって、本当にこの議会運営という関係についてですね、権威とそれが法規に併せてですね、それが正しいのかどうかと、どういう立場で議運というのが対応すべきなのかという事についても少し議論をしておく必要があ

るのではないかなと。そういう面について、だから自分らは参画しながらそこで議運で意見を言わずに本会議場では態度が出してしまうという事について、かつても問題はあったんですけど、指摘される用件があったんですけど、今回も同じ様な形になって来ているという事とですね、それからもう一つは従来からそういう不備も持ってはいるんですけども、この議案の審議に応じられない、議案の採決に加わりたくないという関係でその場合にはその退席という関係があるわけですよ。それは特に発言を求めて、議長に承認を求める性格のものではないという風には思っているんですけど、あえて発言を求められてですね、それで退席の承認を求めるという形で議員が発言されていると、議長はそれを応えずに議事を進行しているという事があるんですけども、結局このことについてもですね、やっぱり解釈なり理解の仕方についてお互いに齟齬あるのではないかという事になってくるとそういう必要はないんだという関係。そしてそれを承認が出来ないんだという立場をおとりになってる関係についてはわかるんですけどね、僕は正しいと思うんですけども、承認を得て出て行くんだという理解の仕方を議員がしてるとすればこれは誤りではないかなと。そしてそれをそのままにして、そんな、従来からずっとそういうその議員をしておいでになりますから、それは一つの勘違いをしてるのではないかなという風に思うんですね。そういう面で行きますと、議会運営についての議会のあり方と本会議の議長の処置の仕方についてですね、疑問を残したままではいけないという風に思うんです。それはそれで良かったにしても、今後の関係もありますんで、この辺はきっちりしておくべき必要があるのではないかなと。そして、本会議における欠席の関係っていうのは、予め了解を得るという関係もありますし、どうしてもという関係というのは公務上必要というのがあるってですね、どないしてもならんという事でいう関係はいいんですけど、そうでない時には退場、採決の場合に退席をする場合についてですね、了承云々という関係というのは議長はできないと。だからそれは成立するかしないかが条件であってですね、その場合について承認を求めて出たんやという理解をしてるとするとですね、これは非常に問題が残ると

いう風に思いますので、その辺についてもですね、やっぱり議運としてもきちっとしておく必要があるんじゃないかなというようにも思います。そういう風な事をですね、記しておかないと今後また同じような過ちを、過ちといいますか問題を残してですね、そしてお互いに信頼関係を損なうという事になっては不本意やという風に思いますのでね。その辺については、多少ですね、前回があればよかったのかどうなのか、良かった面もあるし、悪かった面もあるし、ただちょっと足らなかった部分もあるという風に、色んな意見あると思うんですけども、そういう事の繰り返しにならないように、十分意を尽くすという事だけをお互いに議運としても確認をしておく必要があるんじゃないかなと。そしてまた徹底すべきなら徹底をするという関係にして。その場その場における処置をしていく事も大事だと思いますけど、それでは基本的にですね、正しい運用という関係にはなっていないんじゃないかなという風に思いますので、その辺についてもですね、十分意を尽くしてほしいという風に思いますし、やっぱり出来るだけ異論があるんなら異論があるという形、特にその問題については問題があるならあるという関係についてですね、一旦、議運で承知をした事項である限りにおいては本当にどうにも言えないかどうかということになってくると、いささか疑問も残るわけですね。例えば、日程を変更して追加事案にする事について異議がないかという事に議長が諮られる。その時に異議がないという風になってしまう。その時にこの賛否の関係が全然議論をしてないわけですから、とにかく日程に載せる事については異議がないという事を言ってるんですから、それはそれでいいと思う。そうすると、この賛否をとられるものだとか先入観が悪いんですけども、先入観を持って望むと、原案について、原案どおり可決してよろしいかという風に聞かれると、異議なしになってしまうという事になってくると、その時に本来ならですね異議ありと言わないかんわけですよ。ところが異議ありという発言がないから議長は進めてしまうという事になるんだと思うんですけども、結果としては異議が大いにあった。あるからこそ退場した。退場しない人でも、採決について当然とられるという憶測というか先入観が実はあった

という中で事が済んでしまうという事になる場合も私はあると思うんですよ。前回はそうだったと思うんですよね。そういう事からすると、もう少しこの辺の扱いというのは考えるべきではなかったのかなと、このままそれで良かったよという事だけで終わってしまう事についてはですね、今後のお互いの信頼関係の上から見て一体どうなのかなという風に思いますから、そういう意見だけ申し上げてですね、皆様のご判断を仰ぎたいという風に思っているんです。

委員長

前回の最終日には色々問題を残したまま進めさせて頂いたという、委員長として何かちょっと色々な問題も残してるのかなという事も考えながら今日まで過ごしてきております。今、松田委員から、色々、当日の事を古参議員として、また、今までの議会運営委員長を何回もやって頂いてます、そういう議員さんからの意見なんです。私も確かに反省するところ反省しながら、今後の議会運営に、誤りのない議会運営をやっていきたいと考えておりますが、この意見書の提案時期という事に対してのまず考え方なんですけどね、これは私も短い間ですけどこうして議会運営委員長をさせて頂いております中、何回かそういう場面にも出くわしております。松田委員からもおっしゃってもらってますように、議員の権利というんですか、議員の発議というものを最大限に尊重した場合、この様な事が起こり得るという事はかねがねからそういう事もありました。この点についても、前回の時に私は議運のメンバーから提案したい旨を聞かせて頂いて、できるだけその文面をこの場所に出してほしいというのはあったんですが、最終までに提出者の提案予定されてる議員さん達で全議員に理解を得るべく努力して頂きたいという、まあ少し他力本願というんですか、任せたいというんですか。議員の、言葉をうまく言えばその議員さんの努力を期待したという事で、全ての議員さんにその意見書についての内容説明をされて、行って頂けたらという事で議会運営委員会では取扱いさせて頂いたという事なんです。結果的に全議員さんにはその最終日の朝、一応議案としてまとまった文書を見て頂きたいという事だけで、ちょっと理解を得られにくかったなという風に考えており

ます。そうした時に、その全協の前に、再度、その扱いについて議運で時間をもって、議運の人にはそうしたところで説明をさせて頂き、また、議運の以外の人にはその間をもって意見書を熟読して頂く、そういう時間をもつべきでだったかなと反省しております。それによって、議員の提出、提案の意見を尊重できるのかなと、そしてバランスをはかれるのかなという風に思ってます。前はそういう余裕もなく全議員さんにはそれを読んでもらって熟読する、理解して頂く、それから色々、ここはちょっとまずいとか、いうその判断をする時間の余裕がなかったのかなと。それでいきなり全協で議長の方からどうですかというように諮ってもらった。それは短時間であればそれはちょっと無理なところもあったのかなという事も反省もあります。だから皆さんにもうちょっと・・・熟読する時間を確保してもらおうような形を今後とっていければいいのかなと。それからその議運の中でその事について、こういう話が出て来るんだという事、また内容的には同じ条件でしたので、その方もしっかり見てないのという事で退席されたという事については、その提出されるという事が急だったという理由にはその方には当てはまらないと私は考えておりますし、だけどそれはもう議員の自由ですので、退席されてもいた仕方ないかなと。だけどそれはやはり議運である限りその提案されるという事を前もって情報として持っておりますので、その内容については積極的に提出予定者の方に問合せをして、また議員仲間にもそういう形で連絡すべきではなかったのかなと。私はその様に思っております。個人的な意見で申し訳ないんですけど。それとその事については、私共斑鳩町議会の今、会派はございませんので、会派からの議会運営委員という事ではないという性格上、そういう事がやらないと、やらなくてもいいという事でもあると思うんですね。私はどういう、こちらからも積極的に提出者の方にどういうものであると。その議運の中では私自身の予想ではその青少年の条例の方の意見書を出された2名の方がもう1件も出されるのかなと。だけどその方と話してみたら提出者に厚生常任委員会の方をお願いしたいという事で色々動いておられるという事は、横から見させていただきました。そういう事も含めて今現在14名

ですかね、その中で議運でこういう事、情報として得られたんだから、あの場所で初めて見たからという事でわからないというのはちょっと問題が、問題と言うんですかね、ちょっと先程、松田議員がおっしゃったように、責任という感じではね、やっぱり堂々と反対意見を申し上げてもらった方が私は良かったのかなという考えだけ持ってます。これは個人攻撃になりますので、もう既にそうなってしまったかもわかりませんが、ちょっと反省、私も含めて反省して頂きたいなと思います。

それから、最後にその議案に審議したくないという意志、それは自分としては議員として判断するには色々な問題があるという事で参加しないと。私も請願の取扱いで7年、8年ですかね、退席させて頂いた経緯あります。それは議長に特別に発言求めて、その理由を申し上げて、許可してもらったんじゃないじゃなくて、退席するに当たって、と言いますのは、その前日か前々日にその請願者の方と電話で長い間話した、そういう経緯がありますので、その方が傍聴来られてましたので、私はその方へのお話の中で、含めて、こういう理由で私は退席します。議長に許可をもらったんじゃないじゃなくて、傍聴者、請願者にその本会議で議員としてのけじめをつけるために発言を求めて、それで発言したわけです。それで、前回のように、これはまあ古参議員ですが、議長に退席を許可して下さいというのは予想外の事でね。それで議長も緊急動議のように発言を求められたので、それを無視するわけ、当てないわけにはいかないんで、発言を許可されました。その中が、退席の許可を、議長から許可を下さいという事でしたので、内容的にこれは審議を進めていく動議ではないという事で、その発言内容については取り上げずに進めようとされた。そうした中で、私もその発言者が自席に座っておられるから許可を待っておられるんだなという事で、ちょっと不規則な発言でその許可は出ませんよという意味で話したというように思ってるんですけど、議事録の中身どうなってるんかちょっと見てないんですけど。その事によって、おかしいという事で思っておられる。だけど後で私は説明を、大先輩に対して申し訳ないんですけど、こういう問題はこうこうですよという事で話して、理解をして頂いてると思ってるんですけど。確かに色んな方から聞いて

ております。ちょっとおかしいん違うんか、横暴じゃないんかというよ
うな、そういう意見も聞いておりますが、私はあの扱いは正しかったと。
そして、その時も休憩の時も、また議運でも一応また色々纏めさせてい
ただいたらなという事もちょっと話したと思うんですけど。今回そうし
て松田委員からこうして提案して頂いておりますので、それらのどうい
う形でその退席についてはこういうものであると、また意見書の取扱い
については色々反省するところがあると思いますので、どのような扱いで
いけば、6月議会の最終日のような、本会議場でのああいう行き違いと
いうんですかね、傍聴者からちょっと何してるんやろなと言われるよう
な議事運営を、今後もあってはいけないし、前回の6月議会のあれをあ
の事柄を教訓にしてね、斑鳩町議会がしっかりとやっていきたいなとそ
ういう風に思ってますし。色んな意見を頂いて、最終日にまた私の方か
らも説明させてもらうなり、文章的な事を出す、その事によって全議員
が理解して頂きたい、そのように思いますので、よろしく協議の方お願
い致します。

松田委員

色々説明をして頂いてですね、十分理解はしてるんですけど、委員長
のようなベテランがね、こうやああだというのわかるんですけども、大
抵の関係についてはね、見よう見まねで今日までこう来てるわけですよ
ね。そういう関係について、その根拠という関係を十分に言える状況の
中で対応して来てるのはいいんですけども、そうでない部分があるから、
しかも我々自身が理解をしてるからという事で相手もその様に理解して
るんだろうという認識がですね先行してる動きがあると思うんですよ。
だからそういう反省せないかんとおもいますんで、特にこの、本会議中に
退場する場合の関係ですね、やっぱり審議を拒否する場合の退場ですね、
こないだの関係というのは。ほんでそういう場合というのは議長に退場
の許可を求める発言というのは許されるべきではないという事をはっき
りして、議長はそれを許可すべきではない。そしたら後は定数に満たな
い場合の催告、出席催告、初め認めてるやないかという風になりますか
ら、できませんから。だからそれはもうできないという関係。そしてそ

の予め先程言われてるように通告しておく、退場しませという関係、せめてそのぐらいの関係は言うべく事によって、僕はいいんではないかという風にも思うし、会議成立条件が整っているという場合については議長そのまま議事を続行していいという事になると思うんですよね。議事の進行に支障がない場合に特に公務等で退席を余儀なくされるという関係というのは予め言う事が出来るし、全体に知らせるためにはその発言を得て許可をするという事はあり得ると思うんですけれどね。だからそういう具合に審議拒否をするためにという事で議長に許可を求めるという事については、それはなすべき事ではないという風にも思うんで、この事はやっぱりきっちりしとかなないといかんと思うんです。それからお互いに責任を持って審議をしてるんだという事はわかるんですけど、議員として発言を封殺しようとは思わないんです。やっぱり自由に討議出来る場と自由に意見が言える機会というものを失わせたくはないという風にも思うんですけど。特に一旦議運では決めてるけども、議運といえども疎漏になる時もありますしね、色々これはもうやむを得んと、人のする事やからなと思うんですけど。そういう場合にですね、いわゆる全員協議会が終わって、それからこの本会議までの間にですね、色々この意見があって、違う意見、こないだはそうだったと思うんですよ。僕らも議場へ入って行って、後で、退場する以外ないんやと方法はという事言うからなんでやと。それぐらい皆輪をとってるんやったらもう少し。ほんであの事についてはむしろ本当に審議する時間がなかったのかどうかという事があるんかわからんけども、むしろそれよりもですね、この事については賛否が、当然討論が行われるという関係だったら僕はああいう退席というのは出なかったと思うんです。だからそういう関係についてはね、そういう意見があるならもういっぺん議運開いて協議するとか、あるいはその前について、議運で決めて全員協議会で全員に配ってから、そのままいってしまうというよりも、やっぱり空気を見てですね、賛否、原案通り可決していいかというよりも、むしろその事について先程あるけれども配慮すればね、もう少しこれ形は変わった事になるのかなという風に思うんですよね。こういう事になってこれ今回の場合ど

っちも言えるような関係であった議案であっただけにいいんですけども、これもしもこれ重大な瑕疵になってくる状態になってくるとですね、そうはいかん状態になると思うんですよ。そういう事がありますんでですね、結局、全員協議会の関係、色々意見が出て、本会議、議案を取り扱うまでにですね、色々議論が出るとするならですね、僕はその事も認めんなんしゃーないんかなという風に思うんですよ。そうせんと封殺する事になってまうし、その意見を言う場がないと。あるいは態度でこうする場がないという事になってもう退場しかないんやという事になったんではあまりにもこの複雑にしてしまうような形になるという風に思いますんでね。出来ればそういう事聞いたなら緊急に議運をやるとかですね、その場についての取扱いだけ要請を、許可をしとくとか。いう事について、封殺するような形でない面でね、例えば信頼関係を助成するような処置が講じられたら、ああいう結果にはならなんだんとちゃうかなというように今思うんですよ。だからそういう面については、先程委員長も言われてますから、これ以上言いませんけど、十分に反省、配慮をしながらですね、対応していく事が議運としては大事とちゃうかなという風に思います。事が事でもうそれでええやないかと終わらしてしまうのではなしに、見よう見まねだけではなくてですね、その都度やっぱり政令、通達その他の関係を十分熟読しながら、自分のものにして一つ一つ反省をしながら、中には経験を踏まえる事を良しとしながらですね、対応していくという姿勢というのが必要とちゃうかなと。特に議運としてそういう事が求められるのとちゃうかなという風に思いますからね、ちょっと時間をさして言わせてもらいました。

委員長

その他という事じゃなくてこの色々な協議事項、この定例会の事についてですので、私もあえてそうして討議させて頂いてますし、この事についてはね、他の議員さんまた議長、委員長としても考え方を纏めさせて頂いて、出来るなら委員長報告として、初日にも何か副委員長とも協力して、文章渡して。

松田委員 大事な事はね、議員がね言いたい事が言えんというね、空気をつくるというのはあまり好ましい事じゃないという事を思いますからね。できるだけそういう事をして意見を言うてもろうて、決まったものについては決まった形守る。そしてそれが誤ってどうしても理解出来ないとするならそれなりの議論をするという形、風土というものをきっちりしていかないとですね、どうも色々もの言うたらこうやさかいにとかね、行動で示す以外にないという関係ですね。通常審議の時は黙ってて最終的には本会議で態度示すという関係にならないようにしないといかん。なぜそうなるのかというと、そういう関係の運営というものを我々がもたらしているとするならですね、それは反省せんないかんと思いますからね。特にそういった面について、それを知った上でやってるんならこれはまた別の話になりますけどね。その辺について十分に、議運とは一体なんぞやと、議事の運営だけではなしにやっぱりそれがスムーズに行くように、そしてそれが議員本来的な任務遂行について十分に議論が出来ると、その場を確保するという事のためにもやっぱり必要な任務を負うてるんだという風に私は思うんですよね、議運とは。だからそういう意味で十分その意を理解をし、自覚をした上でたって、議運審議に応じるという事が必要ではないかなという風に思いますから、これだけ申し上げておきます。

委員長 時間の配分上、一応今、色々問題点を松田委員からも出して頂きました。一旦、このことについてはこの場所では今終わります。後でまたその他の所でももしあれでしたらお受け致します。

それでは、付議予定議案の取扱いについて、先程纏めさせて頂いたとおりで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

総務部長の方から他に、報告等しておくことはありませんか。

(な し)

委員長 なければ、総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をし

ていただくことと致します。ご苦労さまでした。10時30分まで休憩
致します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(2)継続審査についてを議題と致します。

はじめに、①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致しま
す。

前回に引き続き、委員からご意見をお聞きしていきたいと思ひます。

何かございませんか。里川委員。

里川委員

これを、大方の取りまとめについては、前年度、させていただいた経
過もあるんですが、その時に私もちょっと、議会要覧の見直しについて
は、まだ手をつけておらなかったんで、気になっているところなんです
けれども、引き続き昨年の、色々決定させていただいた事に基づいての、
議会要覧の見直しというのは、どういう風にやればいいのか、と
いう事。そこが少し気になっているところなんですが、出来ましたら、
その進め方についても、合せて委員皆様のご意見いただいて、進めて
いただけたら、という風に思っているんですが。

委員長

今、里川副委員長、前議会運営委員長からの意見として承りました。
議会要覧の見直しをいう事で、条例改正に伴う見直しというのは、自
動的にもできるんですが、例えば今度の5月の臨時議会、役員改選の時
にも色々意見もありました。議長の申し合わせの1年がいいのかどうか
という事にもちょっと触れられた意見もあったと、私は記憶してると
ですが、それらも含めてこの要覧の見直しというんですか、現実に合っ
てくるような形を提案していけたらいいかなと、そのように、この議会運
営委員会の中で、いいかなと思つてますので、それらについて、ご意見

をお伺いしていきたいと思います。

どういうようにして、それらをやっていけばいいのか、皆さんと要覧の一つずつを再確認していくという方法でやるのも一つの方法かなと思いますし、また委員の皆さんから色々、この点とこの点とどうやら、と言ってこの場を出していただければ、委員長としては誠に有難いんですが、何かその点についてお願いできませんか。

松田委員 先の議長の時の諮問に答えて、色々審議をしてきて、当時の議運の委員長、里川さんの方でまとめていただいて、条例改正として出すべきものはきちっと出して、あとの整理、要覧などを整理するものについて、きちっと整理をしていくということになって、条例関係については日時関係もあるから決めてるんですけども、要覧の関係についてはですね、手付かずになっている。これ、一定の審議は終えてるわけですね。ところが、中身を見てみますと、制度改正をしてる関係でですね、自治法の改正が行われたと。その関係を含めて要覧の改正を出来るもの、かなりあるという風に思うんですよ。そういう意味ではこの関係についてですね、どう受け止めていくのかという関係によると思いますね。例えばここで言うように、議長の臨時議会の招集権の不要であるとか、あるいは専決処分の要件の明確化であるとかですね、色々、複数常任委員制の関係と委員定数、議員定数が一番中心になるんですけど、このことを別に除外したとしてもですね、いわゆる議案提出権の付与の関係だとか、今まで出来ないとかいう関係については出来るようになってるんですが、こういう関係についても、合せて適用をしていけるものについては適用する事に、直していった方がダブってこなくていいんじゃないかなという風に思うんですよね。これがどうしても出来ないという事ではないという風に思うんです。こういう関係、どういう形でしていくんかなという関係があるという風に思うんです。出来るだけそういう事にして、踏み入れていけるものとどうしてもいけないものがあるんかどうか、いっぺん審査をしてみんなあかんのちゃうかなという風に思うんですけどね。そうせんと、どれから手付ていいんかなという事になっていくと思

うんです。そういう意味で、そういう関係についてまがりながらしようとしてるんです、私は特に複数常任委員会制の所属制限の撤廃という事ができたという事と合せて、議員定数についてですね、一体こういう事を検討してみてもどうじゃろうか、という事について多少素案になれば、という事でまとめてみたんです。ところが、これは色々意見のある事も百も承知ですし、これは一つの方法としてはですね、来年統一選挙が行われますけど、来年に間に合わず事が可能なかどうか、という関係が一つある。どうしても間に合わないとするなら、4年後になってしまう、定数の関係を含んでる関係ですね。ところが制度の改正については、議員定数に絡まん関係は、いつからでも出来る。権利の結晶の関係を見れば出来ていくわけですよ。そして、新年度からやるとか、どうかいう事を決めればいいことでして、別に次の選挙からしていこうとなっても、いける関係のものが、制度の関係ではあるわけですね。それは、年の中間でという訳にもいくまいから、何年の何月からやるかという、けじめのいい時決めていくという関係の決め方出来ると思いますから、そういう関係で整理をせんないかなのかなという風に思ったりするんです。自治法の改正でも特に行政に関わる問題についてはおいといてもいいと思うんですけど、特にそういう事で、例えばここにもあるんですけど、②に書いてる付属機関等の委員選出関係のものでですね、あるんですけど、とにかく昨日も言われてるんですけど、社協、議会から理事出さへんねんてね、っていうような事を言っていて、方向付けとしてはそういう事にあって、付属機関であるとするれば、出来るだけ出さん、ということになっているけど、理由が気に食わないのですよね、色々けんかばかりしはるさかいに、理事会出んように、議会から、というように言うて、正しく伝わってないなという関係に思うんですよね。そういう伝わり方というのは正しくないという風に思うけども、いずれにしても、これらについても、ただ参加をしないという事だけ決めてしまうなら、その事でいって、要綱などを決めていくことでもいいかどうか。社協の理事の関係なんかについても、社協の定款ですか、変えんなあかん、議会から云々という事になってるさかいに、もしもそれが本当ならね、そう

いよういに変えなあかんし、という事もあるようですし、それも実施時期の関係もある。ところが社協の関係はまあいい、他の関係などについても一体どうなのかなという関係で、それは報酬との関係、ないと言えはばないし、報酬云々の時も条例の関係も含めて見直す観点から含めて考えていいという風に、見解も出てるし。とするなら、そういう関係についていつ頃するんかという事と合せて、いつから撤去していくんかという事も出てくると思うんですよ。これが、まちまちですよ、各委員の関係というのは。だから、いつから撤去をするのか、という関係とどれからするんかという関係もきちっとしてもらわんと、今言われたようにね、聞かれてもね、そんな風な方向だけは決めてあるけど、いつから、どの時からすんのや、という事も分からんしなど。社協の理事なんかでももう、交代の時期か。

(「12月です」との声あり)

松田委員

そしたら、それまでにするんかどうか、という事もあるわけやな。だから、そういう事も分からんので、聞かれたけどね、ええ加減な返事しといたけどね、だから、附属機関の関係については、あまり出さん事にしてあんねんと、いう事で決めてるけど、ところが間に合うとか間に合わんとかいう事で行くとか行かんという事を決めてるのではないので、どこもそういう関係の不平の方が先になってしもて、色々な事があるんではっきりせんないかんとか思ってるんやけど、いずれにしても、ただしゃべっていたんでは、これはあれやと思ってね、ここへいっぺんちよつと文書にしてみたんですわ。色々意見がある事は百も承知やけど、一つの討議をする素材にでもなればな、という事。それからこの関係については、前にまとめてもらっている関係などについては、あえてここで触れてないんですよ。だから、常任委員会のあり方と議員定数、その場合にこうしたら議員を減らせるんと違うか、という関係について一応まとめてみたんです。ちょっと事務局に言うて、印刷してもろたんす。意見は意見で結構ですから、だからそういう事で、何かきっかけを作ら

んな論議にならへんのかなと思うし、整理する段取りもあると思うので、してみました。あえてここで読み上げたり言うたりすることについては、省略したいと思いますけど。簡単に言うと、議員の数の関係でも色々出てるし、議会もこの間も出した、15名案からあるんですけど、10名案がありや、8名案がある中で皆さん方で色々大事な事と、それから2番目の関係については、議員定数の見直しについて、色々、委員長も議員提案してる時の説明の関係の要旨の関係。そして法律が改正される事もあるんで、そういう点も含まれて検討していかんなあかん、という風に言われているんですから、そう言われている関係と合せて法律改正が行われたという事に立って、一応、私案めいたものを出しているという事で、ここに書いている。色々意見があるんだらうけども、意見のあることも承知の上で、一応こういう風にしました。果たして来年から適用する事ができるのか、あるいはそのまま出来んさかいに次になるのか。あるいは委員会の持ち方だけは変える事ができるのか、いろんな議論がある、先ほど言われている関係と含んできますから、と思いますんで、一応、そんな事言うてもそんなもん出来るもんじゃない、それはちょっと考え方違うで、という考えもあると思うんで、一応そういう事に、私は私なりにいっぺんまとめてみた、という事で、ちょっと疑問のとももあるんですけど、そういう事でちょっと参考になればと思います。今日の素材にもしてほしいという風に思って出しました。これは今日でなくても結構です、議論は、一応そういう事の気持ちだけ合せて、それが、この間の一般質問の時に、ある機会を見て自分の考え方を示したいという風に言いましたんで、言うた事について、書く事は書いたと。十分なものでないことは百も承知の上で、一応出してるという事です。あえていつから実施をするとか、どうとかいう事もあえて書いてませんし、私としてはこう思う、という事にしか書いてません。そのつもりで、とにかくこんな事言ってるんやな、という事を見てもらったらいいかと思います。そういう関係については、特にこの間、事務局に聞きましたら、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化という関係について、かなり具体的に書いてるんですね。特に我々が、ここで反論しないといかん

と思いますのは、(2) 財政的機能の関係でいきますと、だいたい一般質問の積極化とか、外部の事業体に任せた事務事業への関与であるとか、あるいは議会運営上の関係というのは、付属機関等への参画の関係も書いてますし、一番肝心な関係は討議の活発化という関係で本会議という項で、2)、3)、5) とか、これは慣例先行の関係ですね、こういうものであると。それから会議規則の関係もありますけども、それから次の委員会として、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の関係のところなんかは、特に参考にし、色々検討すべき内容のものが非常に含まれてるのじゃないかなという感覚にたっているんです。そういうところも含めてですね、議論をして、去年色々ご苦労かけたような形で進んでいってもらったら、必要な整理が出来てるのと違うかなという風に、整理の方法としては思いますね。出来れば今すぐの問題として、手を付けてきている問題の関係のものがありまして、それらについてはですね、改選後の初議会が開かれると思いますけど、それまでの関係に段取りはしてですね、そして規則改正、条例なり、見直しの関係なりは、出来るものはしといて、という事が大事じゃと違うかな。そういうように思いますと、12月議会であるとか、あるいは3月議会、遅くても3月議会に決めといて、新規、改選後の議会から適用するという関係にならないといかんの違うかな。その位の積極性をもって検討を進めることにしてはどうかなと。そしてまた、それに間に合う事だけを先にして、どうしても時間かかるという関係については延ばすという関係にしないと、どれも手付かずやという事になって、皆先送りしてしもたんではいかなもんかなという風に思いますから、そういう風に整理をする段取りだけを今日でも決めていただいて、そういう方法をとってもらったらどうかなと思いますけどね。だから、僕はやっぱり目標を先に決めておかんと、少なくとも3月議会にやらないと、4月からは出来ないと思うんですよ。そういう意味で、出来れば制度改正の関係について、委員会運営の間に合う関係については、改選後の初議会から適用できるような関係というのは、望ましいんと違うかなという風に思いますけどね。そういうものの整理が出来るか出来ないか、という事の議論どうかなと思いますけど

ね。

委員長

貴重なご意見いただいています。まさしく来年、改選の年ですし、何回も松田委員からもご意見いただいているように、私どもの任期の3月議会に色々議論を固めておいて、そして新しく改選された斑鳩町議会で運営していただけるように。今まで、改選時期を逃して色々できなかったという事も、私自身も経験しておりますし、4年同じように運営していく事によって、やっぱり歪みと言ったら失礼ですが、当時はきちっと出来てあるものがやはり時代の推移とともに変わってきてますし、もちろん自治法の改正、大きな問題ですので、なかなか要覧というのは、やっぱり一番、私たちの斑鳩町議会の特色を出してる議会運営の根本になってますので、これを今までの経験から、また去年の議長諮問、それを受けての事もありますので、継続させて実のあるものにしておきたいと、しておきたいという言い方も、私は今の任期の皆さんの思いだと、そのように認識しておりますし、こうして今、松田委員から素案という形でいただいています。このように各委員さんも、思う、率直な、要覧と今の運営の仕方、今の時代と合わせてみて、そして定数については3月議会でも再度、きちっと書いていただいていますように、こういう形で15名と決めておりますので、何か風評では、私自身も聞きました。この18年度中にもう一度条例改正出すんか、という話も聞いておりますし、それはもう私自身は、そういう事は考えてませんが、そういう議員さんがおられたら議員発議という事を出されるのかどうか知りませんが、という事で、その場合は審議をしなければいけないだろうし、何か3月議会以後のいろんなことも、風評というのでも飛んでるみたいですが、この点についてもそういう提案されてる方がおられるんだったら、それは審議するのにはやぶさかではないんですが、3月議会でのいろんな議論の中で15名と決めて、その事をきちっと認識であれば、これはあくまでも、19年度の次回の改選の時に、の為にした事ですから、それをまだ施行される以前にもう一回改正するというだけの強い要望とか、強い要請、私はないと個人的な考えですよ。それらも含めて、いろいろ皆さんから

提案をいただきたい。そして、それらの素案を皆さんで審議して、一番、将来というんですか、次の斑鳩町議会の運営に役立てたものを、この委員会で素案を作って、全員協議会の場でご理解いただく。そして3月には、修正というのか見直しというんですか、きちっと文章化して確認をしておく、というように進めていきたいと思いますので、その点、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

前委員長としてどうか意見ありましたら、そのような進め方で、と思うんですが、どうですか。

里川委員 はい。

委員長 前議長どうですか。

中西委員 結構です。

委員長 そしたら、また次回までに、この松田委員のこれらも参考にされるなり、また視点を変えた文章でちょっと提案していただけますか。要覧についても、浦野委員。今日休んでおられる方については、私がこのような進め方という事を。

松田委員 僕はねこだわっているのはね、結局、運営委員会でも言われていたし、確認されていたし、全員協議会について、提案もこういう事になっている。いわゆる3常任委員会を堅持をしたいという気持ちと、それから5名以下の委員会というのは本来有り得ないんやという、この2つを基本において、出来る事はどんな事やろうか、という事で書いていってて、これは自分でも矛盾があるなと思うやつもあるんやけどね、ただこの2つを中心において考えると一体どうなのか、という事と、来年に間に合うのか間に合わないのか、随分議論、この間も議員の提案あったんですがこれは旧法であって新法で本当にそこまで議論出来るのかどうか、そこまで踏み切れるかどうかという関係については、議員自ずから考え方が

あるから議論してもらおう以外にないと。それから4年後になると、もう後先になるから、随分先になると、それでもこのように出来るのかどうかと。それよりもっと踏み込まんという意見もあるやろし、そういう、だから4年後の関係を見る以外にないで、と言う人もあるやろうし、という事を思うんで、一応考え方だけ出してみて、それからこんなナンセンスやという議論は別や。そういう事でもして、という事になってくると来年から本当に間に合うのか合わんのか、あるいは合わそうやないか、というお互いに気持ちになるのかならんのか、色々あると思うんですよ、議論は。これはいろんな面を、条例改正というのは、もうないのか、というまで、それも僕は今は言えんと思うんですよ。個々にはそれぞれ考え方があるとしても、ところが議会なまっちょろいやないか、と言われる状態もあるし、そうでなしに、減らすばかりが能ではないという意見もあるし、色々な意見があるんやから。だからして貰わんことにはしょうがない、とにかく日にち付つか知らんけども。だから期限がいつまでとよう言わんねん。いつまでに出せとかな。

委員長 素案は色々たくさん早い目に、委員長、副委員長がそうしてお示して皆さん、検討していただくのも一つの方法かなと思います。皆さんからも色々出してもらって、そして同じ土俵で色々議論させてもらって、委員会ですべてまとめていきたい、そのように重ねてお願いいたします。よろしくお願いします。

松田委員 倫理条例やないけども、なんぼ委員会やって、その事を咀嚼しながら委員長、副委員長ですべてまとめて、みな蹴られた、蹴った覚えもある人もおるやろし。

委員長 真摯に受け止めてまとめていきたいと思いますので、
本件については、次の項目の附属機関等の委員選出等のところと関連するところもありますので、とりあえずこの項については一旦ここで終了しておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

次に、附属機関等の委員選出基準等の見直しについてを議題と致します。

委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

(な し)

委員長

理事者側の現在の動向という事で、事務局長で何か掴んでおられる事がありましたら、報告をお願いします。

事務局長

町の方から議会の方でご審議を願いたいという事で、今の審議の状況でございますが、この附属機関等の委員選出基準等の見直しにつきましては、議会の方でも色々ご審議を願いまして、附属機関についての委員の選出については、これから細部についてご議論をしていただくわけでございますけれども、町の方ではプロジェクトチームが6月ですか、6月頃から各課の課長補佐級を集めまして、現在審議中でございます。各課のいろんな委員会等がございますので、それらを全部あわせて意見を聞きながら見直し作業を進めていくという事で、概ねまとまってくるようであれば、9月から11月の各常任委員会の方に、審議の状況というのを、まず報告させていただくという予定で現在進めていただいております。11月頃にこのプロジェクトチームによりまして大まかまとまってきましたものを、12月議会に上程をさせていただくまでに、まず議会運営委員会でお示しをさせていただいて、取りまとめをしていただくという予定で、現在まだ取りまとめまではいっておりません。意見の聴取等が進められているという事で、委員の選出基準等について議論をしていただいているという状況です。また各審議会等の委員報酬につきましては現在、特別職報酬等審議会で、別のところで議論をしていただい

ているという事で、これについても今のところまだ結論は出ていないという状況、審議中という事でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 　ただ今の局長からの報告のとおりなんでございますが、この件についてはどのように、また色々な委員会の報告という形でされているのかなとも思ふんですが、今の日程でこちらの議会運営委員会も審議をしていかざるを得ないのかなとも思ふんですが、何かご意見がございましたら。

松田委員 　あのね、ここで書いてます、僕は2つあると思ふんですよ、附属機関の委員の関係についてはね。事の出始めの関係を見ていくと報酬から始まってると思ふんですよ。だから、報酬を中心に置いた検討という関係で、行政の方としては考えてのと違ふかなというように思ふんですよ。そして、答申の関係でも、検討委員会でも言うてるように、報酬を減らせと、それをついでに、ついでにと言ったらおかしいけど、委員も検討せいよという事を言ってて、委員は付け足しみたいな言い方。ところが、この関係で言うと、委員の選出の基準という事をはっきりうちは言ってる、という事で自ずから食い違ひが出てくるわけで、だから報酬の関係にいくといつから適用という事だけでいいわけやから、別に今言われているようにしててもいいわけですよ。ところが、委員の選出の基準という事になると、先ほど言ひましたように、社協の理事やとか個別に代わる問題とかいう関係について、議会はいわゆる相手側の委員会の任期に合わせる形で選出をしてきているわけですよ。だから、日ごとの関係、到達が来れば来たときからの関係になるから、その地点での約束の関係になってくる、という風に思ひますんで、そうすると、どの地点で適用していくんや、という関係をきっちりおさえといて、それが来たらそれは送らん、これは送る、これは送らん、という関係にしていかないといかんようになるというように思ふんです。それと同時に、いわゆる法的に決まってる関係についてはしゃあないと言ってるわけやな。決まってるものについては、出さん、送らん事を原則にしようや、

という事で、この関係について決まってる関係と決まってない関係きっちりしてしまわんなあかん、区分けせんないかん、区分けしてしもてこれは送らん、これは送ると。送る、送らんという事を決めて、送らんという事を決めてあるさかいにいいけど、送るとなったらいつから適用するかだけを決めたらいいだけになってくるわけや。数の問題については、いずれにしても送る、送らんに関わらず減らすか減らさんかという関係とあわせてやっていったらいいんや、というように思うけどね。だから、議会が送らんのはこの委員会とこの委員会は送らへんねん、という関係について、任期がいつ交代になってるんやと、議会の所属の委員会はいつまでやと、いつ任期切れになんねやと、任期切れになった時から適用していくんやというんなら、という事にきちんと整理をせんなあかんと思う。そうしていけばあとは報酬だけの事やからね。数やけど数の関係については、議員、我々は関係ないわけや、送らんという事を決めたんやから。減らすか減らさんかだけのことや、いう事になって、もうちょっと整理がしやすくなってくるのと違うかなと思うんやけど、そういう関係の整理をしやんなあかんの違うかな、まずは。そしたら、随分しやすくなってくるし、それでそうすると、今度はこれとこれはダブってるような感じで同じようなもんやから、一つにしてもうちょっと減らした方がいいんと違うかとか何とか、という、議会を除いた関係で話ができるさかいに。議員が我が身の関係というのは先に決めてしまうんやから、送らんという事を決めてしもて、いつから適用するかだけの事や。そしたら、もう相手側の関係って、直さんないかん規則、定款とかあるんなら直してもろたらいいわけや、いつから適用する、あるいは議会の改選日からとか、そうすれば議会の関係切れてしまう。そしたら議会が審議する分というのは報酬の関係でいくらというとその他の人数が要るのか要らんのか、という関係の議論をしたらいい、全く切り離して、我々と利害の関係は切り離してしまおう、そういう関係の整理をした方がしやすすいん違うかと思えますけどね、これは個人的な意見です。

委員長

今の松田委員の、その通りだと私も思いますし、再度、私と副委員長

と事務局長で皆さんにそうして、更に見易い資料を、次回までに作らせていただいて、その上で、そういう進め方をさせてもらう。理事者側のプロジェクトチームの方にも、そういう形で報告をしていって、審議してもらい、結論付けていってもらい、そのようにしたいと思いますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

松田委員 この付属機関の関係は、もう送らんやとか送るやとかいうような事をいう話っていうのは、煮詰めたくても決まっていなわけやからね、その事の場合をはっきりしといてもろて、選定な。一人走りしてしもてるわけやな、扱いは。だからそんな事もないようにしてもらわんと、かえって話をややこしくしていくと思うんや。こんがらがっていくような感じで、それやったらもう減らさんとけとなってきたり、送れとなってきたりする感情的なものが出てくると思うんや。だからそういう意味できっちりせんといかんと思います。理事はきっちりしてないから。

委員長 社協の理事については、私もちょっと一つの原因を作っておりましたんで、松田委員から先ほど聞いてちょっとあ然としておるんですが、やはり同じように風評だけで動いていくとこなのかな、というような感じもしてますし、しっかりと、それでは私も嫌われながら色々意見を、理事として話しさせてもらった事が、全く逆の方へ動いてるように感じましたので、再度ちょっと参酌しますので。

松田委員 きっちり整理してしもて、適用してるやつもあるんやったらあるでな、その事が大事と思う。そうせんと、付属機関との関係、解釈がややこしくなってきたる。

委員長 その事がまた議会要覧の見直しの整理にも繋がってきますので、一緒にこうしてやっていきたいと思います。

それでは、議長諮問の2件については、引き続き審議をしていくという事に致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、次に（３）陳情書の取扱いについてを議題と致します。お手元に資料として陳情書が２件提出されておりますが、事務局長の方で説明をお願いいたします。

事務局長 お手元に資料２部、配布させていただいております。陳情書２件きておりますが、これにつきましてはいずれも議会事務局の方へ議長宛に郵送されてきたものでございまして、町宛にはきておらないという事で確認をいたしております。まず１つ目でございますが、拉致問題解決のための陳情書という事で７月２５日に受領いたしております。救う会奈良準備会 代表 佐藤一彦様の方から来ている分が１件でございます。それからもう１件は、８月２１日に全国労働組合総連合 議長 寺内三夫、「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情書について、というこの２件でございます。この最初の拉致問題解決のための陳情書につきましては、一番、文書の下から４行目くらいですか、拉致問題が解決するまで、北朝鮮の貨客船万景峰号の入港禁止処置を、解除しないことを要望する意見書を採択して頂きたく存じます、ということで来てるんですが、この意見書の内容については、添付されておりません。内容がよく分からない、陳情書の分でしか分からないという事でございます。それから、もう１件の集配局の廃止再編計画、これは郵政民営化に関する事でございますが、これはめくっていただきましたら、意見書案というのが付いてございます。これ以外に、事務局の方に相手さんの方から送って来ていただいております資料があるんですけども、会議録みたいなものがございます。後でまた見ていただきたいと思います、部数もございませんので、見ていただくという形になるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上ですので、審議の方法につきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 　ただ今、事務局長の方から説明をお受けいたしました。この陳情書の取扱いについて、委員の皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思うんですが、まず、議長、どのようにお思いなのか、ご意見お伺いしたいんですが。

議　長 　拉致問題解決のための陳情書についてはね、やはり被害者や家族の心痛を考えますと、やはり万景峰号の入港を禁止する処置を解除しないという、先だつての7発のミサイル発射を機会に、日本政府が経済制裁を発動させた。それまでは、かなりの間、被害者家族が経済制裁をしてほしいという働きかけをしていたにもかかわらず、なかったけども、このミサイル発射をもってそういう事に政府も発動した事に対して、やはりこういう被害者や家族の人の思いに立つと、意見書を採択して頂きたいなという気持ちはありますが、事務局長が説明ありましたように、意見書（案）というのがないものですから、出来れば意見書（案）を作成して頂いて、採択して頂けたら有難いなど、個人的には考えます。

委員長 　もう1件の方についての、今のこの拉致問題解決については、結局意見書（案）をこちらで作成してというんですか、取扱いですので、どこかへ付託して、という事なのか、それはもう議員の皆さんに配布して、意見書を作成していただけるような議員さんが出てくるのを待つというような意見なのか、どちらでしょうか。

議　長 　この拉致問題の、委員会付託するという委員会を定めるのがちょっと難しいのではないかなと思いますんで、出来たらこの議運で受けていただいて、そこで意見書を作成していただけたら有難いなど考えます。

委員長 　集配局の廃止再編計画の反対する意見書、この陳情書についてはどのように。

議　長 　この集配局の廃止再編計画の反対する意見書についても、陳情につい

でもこの前、副委員長にお聞かせいただいたように、当町の竜田郵便局ですか、集配が廃止されると、斑鳩町であってもそういう事が再編というんですか、営業に関わってきてるという事なんで、山間部や民家の少ないとこのお年寄りが、年金の出し入れや金融機関等にも関わってきて、生活にも関わる事ではないかなと思いますので、出来たら採択していただいて、意見書を提出していただきたいと。これも、常任委員会がどこやと言われると、ちょっと難しいかなと思いますんで、この議会運営委員会で受けて頂けたら有難いと思いますねけど。

委員長

委員長の独断と偏見で、まず、これはおかしいな進め方したわけなんですけど、まず議長の意見を聞かせてもらった上で、皆さんの意見を聞きたいなというのはおかしいなと思いつつ、ちょっと今回、議長にお聞きいたしました。議運の皆さんにとってみたら、議長の意見がこうである、ああであると言うんではなくて、率直なご意見をいただいて、議運としてまとめて、再度議長に取扱いをお願いしたいと、そのようにちょっと変則的になりましたが、ちょっと委員長の独断と偏見、やり方としてはおかしいと思いますけど、今回、議長の意見をお伺いいたしました。その上で、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願い致します。

どうですか。取扱いについて、どのように。

今の議長のご意見では両方とも付託して審議していつてもらいたい、というご意見なんですけど、その点についても何かご意見あればお聞き致します。

里川委員

私はこれを見させていただきまして、郵政民営化に基づく集配局の関係の陳情事項の1については、全くこの通りだと。地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。ここは本当に重要なことではないかなという風に感じております。意見書の案文もついております関係、それと、どこの委員会が最もいいのか、という事も、この件に関しても難しいなという事もありましたので、議会運営委員会として委

員皆様のご理解が得られるようであれば、やはり地域住民の合意と納得というのは重要なことであるので、当議会としてはこういう形での意見書が出せたらいいなという風には思っておりました。それと、拉致問題の方なんですけれども、救う会奈良準備会というのは、私よく、ちょっとこの会の事もよく分からないんですけれども、ただ、この陳情書の後半で、わたしたちは、奈良県内のすべての自治体が連携してこの責務を実施していただきたいと思います。と言っているにも関わらず、町宛には来てないという事なんです、何かその辺にちょっと矛盾も感じますし、解除しないことを要望する意見書、という事につきましては、この件についてはやはりもう少し議論をする場所が、外交問題でもありませんし、あるのではないかな。意見書（案）も付いておりませんし、もう少しこの件については、こちらとしても様子を伺っていくという事でこの陳情書については、一定こういう陳情が来てるという事で配布をしていただけたら、という風に思っておったというのが、これを読ませていただいた時の私の思いなんです。

委員長

それでは、拉致問題解決のための陳情書については、配布という事で、という事。それから集配局の廃止再編計画の反対する意見書については、付託という扱いで進めていった方がいいという、副委員長のご意見なんです。

浦野委員どのようにお考えですか。

浦野委員

里川委員長と全く同じでございます。理由も一緒です。拉致に関しては地方議会よりも国の外交問題ですので、配布と。郵便局の廃止に関しましては、これはまさに地方の問題ですので、先ほどおっしゃった竜田郵便局の問題でもありますので、付託で議論していただくという事で結構かと思えます。

委員長

中西委員。

中西委員　この2件につきましては、先ほど議長の方からも意見ありましたように、それで私はいいと思いますねけど、ただ、拉致問題の関係で、意見書というのがどういう形で出されるのか、その辺が疑問ですので、もしこの意見書案を相手の方からもらせるようであれば、一回見せてもらいたいと思います。

委員長　松田委員はどうですか。

松田委員　僕はね、拉致問題の関係はね、自民党の総裁選挙終わってから判断したいと思うんですわ。どないしはんのかなと。それ前に言うたら、何か選挙に関係するような関係で圧力かけるような状態になるのと違うかなという風に思うんで、今の時期にこんな関係というのは好ましくないと思うんですよ。2番目の関係の集配局の関係なんですけどね、実はこれは、郵政民営化反対の関係の時の面では僕は賛成したんや、郵政民営化。そういう面からいくと、その流れの関係である関係だけど、これは実は、形式的になるような感じがして仕方ないんやけどね。1の関係って分からん事ないんやけど、1の関係よりもむしろ、僕らは重点的に考えてやらんなあかんというのは、2の関係の方がむしろあるんやろうなという風には思うんですよ、むしろ。1の関係っていうのはよもやと思ってたけど、斑鳩が王寺になんねやなど、あんまり変わらへんのですわ。ただ、民間の我々に直接関係してくるものについては、送達の関係について、もしも留守にして、取りに来い、という時については、こっちの郵便局やなしに王寺へ行かんならならん、という事で変わってくるように思うんです、あとはえろ変わらへんという風に思うんで、形式的な関係やってみたって、何にもならんのと違うかなという感じがするんで、いかなもんかなと、こういう風に思ってるんですわ、今は。ちょうど国鉄の民営化の関係でもこういう風にようけあっちゃこっちゃしてもうて、結局同じ道歩んでるんですよ。だから、結果的にはそれよりも、むしろ現在のある集配局やなくても郵便局その他の関係というのは、きっちりしてくれてる方がまだましかいなど、むしろ集配局としての王寺

の対応のあり方を注文つける方がいいのと違うかいな、という感じがしたりすんねけどね、僕は。だから、未だにどっちしたらいいのかなという事については、ここではっきり対応ようせんねんけどね。いずれにしても、この2案とも、他の常任委員会にかけるという事より、この是非をめぐって、あるいは取扱いをどうするかについては、議運で仕事やろなという風に思いますね、2つとも。

委員長 中西委員からちょっと意見もありました、拉致問題解決のための陳情書、これを受付けていただいているんですが、こういう事が出来るのかどうか、ちょっと局長の方に事務的な事をお伺いしたいんですが、こうして陳情書を受付された、その後で、そしたらこの陳情者に対して意見書(案)を提出してくださいという事が可能なのかどうかという事と、時期的な問題ありますので、それがあれば付託したらいいというような意見もありますので、その点はどうなんですか。

事務局長 これは相手さんの方にお伺いしなければ分からないと思いますが、意見書(案)があればお送り願いたいというような、仮にお話をさせていただいたら、採択してもらえないんじゃないか、という勘違いをされる事があるのではないかと、ちょっとは思いますけど。あるのかどうか、参考のためにという事であれば、連絡はさせていただきたいと思います。

委員長 難しいあれがある、こちらからアクション起こすという事に対しては色々な考え方もあると思う。そういえば以前にもそういう取扱いで、ある議長がたぶん、議運の中にも何もまだ審議がない時に、陳情者の方に総務委員会に付託されるであろうという事で、総務委員会の日程を先に言われたというような経験もありますので、こちらから起こすという事は、採択していただけるかな、というそういう形もありますし、それはちょっとこちらから言うのは、避けたいと思うんですがね、私としては先ほどから、意見書(案)があるかないか、というのは、何か安易にその(案)じゃなくて、中西委員がおっしゃってるように、こういう意見

書を、という事ですけど、こういうという、全然何も案がなかったら、こちらとしては全然違う意味の意見書作ってもいかんという見解から、先ほどおっしゃってるんだと思うんですが、この時点で、こういう状態で受付させていただいたという事で、議会運営委員会として取扱いを議長にお願いするんですが、配布するのどこか委員会に付託するのか、という事での結論を出して、順序立てていかなければいけないかなと思いますので、一応、付託という意見と、同じような割合ではないかなと。付託か配布かという事で、この2つの陳情書を審議させていただく中では、そうじゃないかなと思うんですが、里川委員と浦野委員は、①の拉致問題解決のための陳情書については、配布しておく、それから②の集配局の廃止再編計画という分については、付託して、付託先については里川委員は議会運営委員会かなと、常任委員会はちょっと難しいなという意見なんです。まず、拉致問題解決のための陳情書について、付託するかしないかと、配布に留めておくかどうかという事で結論付けていきたいかなと思うんですが、松田委員は付託して審議する事も、というような意見もありますし、自民党の云々の話もありますが、どうですか、今の時点でどのように取り扱わせてもらったら。

松田委員 僕は、順序としては、この扱いをどうするかやさかいに、他の常任委員会で云々という事はどうかと思うんで、議運で扱うべきだという性格のものだという事を、2つとも。そういう風に思っているという事が一つなんです。意見書としてまとめるかまとめないか、という関係の問題については、もう少し議論したらいいんじゃないか。議論ないままで、採択したような関係で議論しても、事務局にお願いしといたらいい、という事になってしまうのと一緒やから、議論を、この扱いについて、どうするかということについては、議運で議論をする。結果によって、そういう事になるのかならんのかは、別の問題でいいかと思うんですよ。2つ目の問題もそうだと思いますね。これも、立場というのはそやったけどもという事で、郵便局長が言うてきた事とは内容変えて、採択してんねやな、これ。そういう事で、多少この内容をいらうかどうかという

関係なり云々があるから、という事からいくなら、今、内でちよかちよ
かいらうなど言うのと一緒に直接関係ない、これ一番深い関心がある事
は事実や、皆を納得できるようにせい、という事もそれも分からん事
もないわけや、ある意味では。納得と了解は肝心な事やさかいに。それ
については異論がないにしても、もうちょっと文章のあり方そのもの
については、もうちょっと考え方があるという関係はあると思うんや。何
も作ってもらったやつをうんという事だけが脳じゃないんで、審議をし
た過程として扱いを決めていったらいいんで、だからそれで斑鳩独自の
ものになってもいいのではないかなと、まだ時間もあるこっちやから。
いずれにしても、議運で扱うという事になる、という事だけ決めといて、
どう扱うかについては、更に議論を深めていくという事にしていくと。
どうしても継続という事になりにくいとするなら、9月議会中に結論を
出さなきゃならん性格のものという事に一致するなら、9月中に結論を
出すという事を前提にして委員会で扱うという事も有り得ると思うん
ですよ。だから、それはそういう事で決めていったらいいんと違うかなと
いう風に思いますけどね。

委員長

集配局の廃止再編計画の反対する意見書のこの陳情書については、付
託すべきという、満場一致というか、4名の方がそういう意見です。拉
致問題解決のための陳情書については、配布だけでいいという、意見の
中身は同じような事も聞かしていただいているんです。2名の方が審議
してみよ、というような意見と私は考えております。その事で議長の方
も、審議して、内容的に意見書（案）がないからどうのこうのとか、そ
れは審議の上での話で、今のこの時点で議運として判断させていただく
のは、やはり2件とも付託という事で、初日に取り扱ってもらおうという、
そのように結論付けたいと思いますが、その点について何かご意見があ
ったらお願いできますか。どうですか。

(な し)

委員長 この2件の陳情については議会運営委員会に付託すると、その上でこの議会運営員会で議論をさせていただいて、9月議会に結論出していくという取扱いを議長の方をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時37分 再開)

委員長 再開いたします。休憩中に色々意見をいただきまして、ちょっと整理させていただきました。その結果、この2件の陳情書については、議会運営委員会で審議していくためにも、この9月議会で議長の方から議会運営委員会へ付託という手続きをとっていただきたい、そのように結論付けたいと思いますので、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように議長の方で取り扱っていただきたいと思います。次に、その他についてを議題といたします。委員さんの方から質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長 議長の方からは、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局の方から何か報告しておくこと等はありませんか。

事務局長 2件ございます。先ほどの継続審議の中でちょっとご報告させていただきましたらいいわけですが、実は今まで資料等を配布させていただいて

おります地方自治法の改正の現在の状況を、ご報告させていただきます。

この議会の関係につきましては、平成18年6月に公布がされまして、平成19年4月施行という事で、他の自治法の関係についてなっておるわけですけれども、議会の関係については、1年以内で政令で定める日から施行するという事でございまして、先般、全国の事務局の関係の研修会がございまして、その中で全国町村議会議長会の議事調査部長の方から、確かな情報ではないんですが、あまりこの1年以内というのは期間も長すぎるというようなご意見もあるなかで、状況としてはたぶん11月頃の施行を目指しているのではないかと、というような情報がございまして。その中で、全国議長会としては各市町村の条例で改正の必要があるようなものについて参考となるようなものを、全国の会長会議の中で、一応示していきたいというお話も少しございました。まだ県の町村議会議長会の方には確認はいたしておりませんが、たぶん10月頃に参考となるような条例改正案みたいなものが出てくるのではないかと、という情報がございましたので、ご報告させていただきます。また出てきましたら、その辺は今、議論していただいておりますので、その時の参考にさせていただいたらいいかなと思います。

それからもう1点でございますが、10月4日に、新潟県の聖籠町の議会運営委員会から視察の依頼がございまして。この視察についてでございますが、斑鳩町議会の議会運営委員会の議会活性化の実践についてという事で、10月4日の午後1時30分から3時頃までお邪魔したいという事で、議運の委員長、議長にもご相談させていただきまして、お受けさせていただく事になりました。視察の内容につきましては、議会活性化の実践の中で、委員会の活動状況、一問一答方式、議会の議決権範囲の拡大等についてご協議を願いたいということでございまして、当日、出席、今までは正副委員長にご出席していただいておりますけれども、ご出席していただければという事でご報告をさせていただきます。18年10月4日（水）午後1時30分から3時という事で、相手さんの方につきましては8名の方が来られる予定でございまして、ご報告だけさせていただきたいと思っております。

委員長

2件目の視察の件につきましては、事務局長から連絡を受けまして、議長の日程とで、先方も返事を、都合もありますので、委員の皆さんのご都合も何も聞かずにお受けさせていただくという事で決定させていただきました。また、つきましては、今までは委員長、副委員長で、という事ですが、実は15年、16年と議会運営委員長させていただいた時に、委員皆様にも一緒に、という事で案内させていただいております。出来ましたら、出席していただいて同じ場所で色々、先方とも勉強していただきたいな、これも委員長の独断と偏見で過去させていただいた経緯がありましたので、局長の方から日程等報告させていただきましたので、委員長としては委員皆さん全員の出席をお願いしたい。日程確保をお願いしたいなと思っておりますので、視察の案内、全部配つといて欲しいと思います。

それから、最初の方の、ちょっとね、全国議長会、11月頃の施行というのは、ちょっともうちょっとね、年次を入れて説明していただけますか。

事務局長

先ほど言いました11月と言いますのは、平成18年の11月頃に施行される、政令で施行の日が決まるんじゃないか、という情報だけであって、これは正確ではございませんが、公布から1年以内の日に政令で定める日から施行するという事でございますので、この地方自治法の関係については、条例で、委員会条例の中で閉会中の各常任委員さんの選任について決める事が出来るという事が謳われております。そういう関係について、たぶん出てくるんじゃないかなと、それ以外の分については、どこまで参考としてお示ししていただけるのかは、今のところは分からないという状況です。

委員長

という事は、参考例を示していただけるのが、18年10月頃という。閉会中にまた議会運営委員会を開かなければならないというんですか、参考例を色々検討させていただいて、11月頃にも議会関係の事が施行

されるんだったら、斑鳩町議会としては早速12月議会の事もあるかもしれないので、これらについては、どのような流れというんですか。

事務局長　これは、情報として正確なものではございませんが、たぶんそれ位に出るのではないかという事であって、委員会条例の中で、今はありませんが、今度の地方自治法の改正の中で、閉会中であっても常任委員会の委員の選任をすることができる、という条例を、委員会条例の中で作ることができますよという事で、必ずそうなるという事ではない。出来ますよという事ですので、それ以外に地方自治法の改正の関係の中で、先ほど松田委員の方からもご提案していただきました複数常任委員会の関係とかもその時にお示ししていただけるかどうか、というのは、今のところまだ分からない。18年10月には各県の議長会の会長が集まる全国会長会議の中で、お示しさせてもらえるかも分からない、これは確かな情報であるんですけども、口頭でお話があっただけなんで、文書でそういう報告があったわけじゃないんで、たぶんそしたらその辺に参考となるようなものが見られるのかな、というお話がございましたので、報告させていただいたという事で、必ずしも12月議会で改正する必要があるという事ではない、というようには事務局としては判断しているところです。

委員長　いわゆる議会運営委員会を別にまた開く可能性もある、という事で皆さんにご理解していただいた方がいいのかなと思うんですが、条例改正云々をしなければならないとか、そういう問題ではありません、という事なんですが、私は今、局長の方で後で説明していただいている複数常任委員会という事については、3月議会で定数条例を改正させていただいた時のいろんな議論の中にもその事が含まれておりますので、それが11月頃に施行されるんだったら、やはりもう一度検討し直さんないけないのかな、というようなちょっとした心配があります。情報が入りました時には、また委員長、副委員長と相談させていただいて、議運を急ぎょ開かせていただく可能性もありますので、その点もちょっと理解だけ

していただきたいな、そのように思います。

私が色々先に質問、意見を言いましたが、今の局長からの2件の報告について、他にご意見がございましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

(な し)

委員長

そしたら時間も押してきておりますが、協議事項の中の定例会についての中で、先ほど松田委員から色々意見をいただきました。この事について、再度ご意見を伺って行って結論付けていくのか、また3点について、どのように諮っていくのかという事についても、次回と言ったらおかしいんですが、その時にさせていただいて結論付けていくのか、こういう意見で色々委員会としてもこれから再確認という形でさせていただきたいとか、委員長報告の中で全協、全員の方にまた理解を深めてもらいたいという事で、委員長報告の中でもちょっと触れさせていただくという事で、今日のところはおいておきたいなと思うんですが、いや、みんなの意見をしっかりまとめて、それを文章化でもして、委員皆さんに説明しておくのがいい、という事でしたらまたそのように取り扱っていきたいと思いますが、その点どうでしょう。いつもの委員長報告の中で、副委員長とにお任せ願いたいという事なんですが、今日の議運の中で先ほどの松田委員の意見という事については、私の方でまとめさせていただいて、報告をさせていただいておく。そして、その時の全協の中で質問があれば、また答えさせていただきまますし、説明させていただきたい、そう思うんですが、その場でどうしても、という事になったらまた議会運営員会で預からせていただくという事で、初日で説明をしたいと思うんですが、その点どうでしょう。

松田委員から言うてもらうのは、あまり、どうせいこうせいと言にくいという事もあるかなと思うんですが、他の委員さん、どうでしょう。中西委員どうですか。

中西委員 ある程度まとめて、文書で出してもら方がいいの違いますか。

委員長 今度の初日に。その文書は。先ほどの松田委員の意見でまとめさせていただきます。文書ではちょっと。

里川委員 委員長報告の中でしてもらくらのことで。

中西委員 聞いてない、というのがおる。

委員長 文書渡しても立ってないような時あるし。
とりあえず、委員長からという事で、こういう意見で色々議会運営委員会としても再確認しますので、という事で皆さんの理解を求めるとい
う事で報告をさせていただく。そして、その中で正式に、全協のところでその事を言うていただけたらありがたいですよ。だけど、こういう事言ったら大変失礼やと思うんですが、他の場所で何か言うておられる
というような事を、私も聞いてるんです、委員長としてね。あれはちょっとどうのこうの、委員長の行き過ぎ違うんかという事も、私は全然それは風評という事で流してるんですが、それらがやはり議会に対する住
民の見方が変わってくると思うし、そういう事であれば、やはりきちっと議員としての、全協でそういう意見を言うてもらったりして議論をすべきだと思
うんですが、そういう事もしないで、そういう事があるんです。だから、それらを一つずつ説明に回ること、これは不可能なんです
ので、議長、どないさしてもろたら。
今日の議論の中で、松田委員がした、6月議会のちょっと色々な議員さん、議会運営についての考え違いというのか、そういう事もあってあ
あいう扱いで終わった。私もそれでよかったとは思いますが、そん
でいいと思うんですが、風評っていうんですか、あれは議運の委員長とい
うのか小野がやりよっただけや、という議員さんの声があるというよう
な事も陰で聞いとるんです。

議 長

6月の定例会については、先ほど松田委員もおっしゃってましたけど、おっしゃってましたけど、って松田委員は内容言うてはりませんけど、私が思うのにはですよ、自分が賛否の意思を表明したくない、退席をする、という事に対して議長に許可をもらて出るものではないと、委員長もおっしゃってたように私もそう認識してますので、それを、賛否というのか自分の意志を表明したくないのか反対したいのか分かりませんが、それを何で朝の全員協議会の時に今配布されただけなので、熟読もしてないので、意見を述べるにも述べられないと、ですから休憩をとってくださいと、私は委員長がおっしゃるように全協の場でそういう意見を述べられて、休憩でもとってそこで賛否の討論してほしいとかね、というような意見を述べてくれはった方がよかったです。だから、その日の当日の議会の運営っていうのは、流れとしてはあれでよかった、と言ったらおかしいですけど、ああしかしようがなかったと、私は自分自身ではそういう風に認識をしています。

委員長

私自身も間違いでなかったと思ってますし、松田委員も先ほどもそれはそのやり方で、それでいいんだ。ただね、勘違いされてきてるという事で済ましておくのでいいのか、再度ね、この初日の委員長報告の中で、どういう形でその事を話させてもらったらいいいのか。全協でこの前の扱いについておかしいと言うて発言していただければ有難いんです、そして色々議論できるんです。だけど、その場所じゃなくて他であるやり方はこんなやねんとか、ああやねんとかいうようなね、言うておられる方もおられるし、そんな全部が全部正しかったというか、それは松田委員もおっしゃるように、もう少しこちらもやってもよかったん違うか、という事やから、まず意見書の提案時期というものについては、制約を加えるのではないんですが、発議者についてはやはり、その都度、私自身はちょっと言うてるつもりなんです、議員皆さんの理解を得るために、議員として理解を求めていってくださいよ、という事は言うてるんですが、その中で色々な意見おっしゃる方もいてるんやろし、それが正しいのか、そういう事が正しいのかどうかという事も疑問がある、

議会運営としてそこまでしなければならぬという事は一切書いてない。ただ、斑鳩町議会としては、色々な事もありますから、討論してもらおうという事もやぶさかでない、それは議長もおっしゃっているとおりですし、そのために何も討論の必要ありますかと一つずつ確認していただいている。ただその時は見せてもろただけやから、言う間にも全協が終わってしまってる、だからその機会を失ったという事をおっしゃってるから、そしたら本会議で、という事になってくる。内容についても、参加したくない、今見ただけやし参加したくないという事で退席をされてるという事については、やはりそれは疑問があるんです。何も全協で、その時はしっかり見てなかったから、議長が討論の必要がある方は、と言われたけどその時点では返事しなかったけど、本会議の場で反対しますという、それはやってもらっても十分いいと思う。だけど、ちょっとそれらの事についての、確認が、何か変な事が起きたんじゃないか、という事もちらっと聞いてるし、あえて議会運営員会で松田委員からも、そうして賛否について検討していくのは、検討した。この事について初日のもう一度、私の方から口頭での報告させてもらう、という事でまたその後色々認識を一つにしていくという事でも、その都度対応させてもらうという事で、今回9月議会を迎えていきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

松田委員　　いずれにしてもね、お互いに相互理解をしながら、議論をする事はしながら言いたい事は言い合う、発言の封殺をするという事のないようにするために、しかもなお且つ、それはお互いに和やかな中でも議論は議論としている状況、と言える体制を作っていかないかんと。その為にやっぱり多少、いつもと異なった状況になった事は事実やから、その事について何が足りなかったのか、すればよかったのかという事については、お互いに反省をしながら、改めるのであれば改めていくという事にお互いに心掛けをしながら、より発展的な議会運営をするように心掛けたらいいんじゃないか、というのが狙いなんですよね。ただ、あれもいかん、これもいかんという事になって、議員を押さえつけていくというよ

うな事になってはいかんと思うんで、発言を封殺するようなことがあってはいかんと思うんで、十分に言いたい事は言う、その代わり言う場を弁えてほしいという事もあるんですよ。その為には十分、ものを言う機会というのはやっぱり十分確保して欲しいという事で、議会運営についても考えてほしいという事と、議員そのものについても、お互いの立場というものを十分理解した上で、物事の判断をしてほしいという事だけなんです。だからそれを見よう見まねで、その時その時で事をしていくと、とんでもない事になってしまう事があると、基本を踏み外してしまう事はあるんじゃないかという、そしてまた議運なら議運というものの委員という関係について、お互いにやっぱり自覚をする必要がある、これは議運だけの事じゃありません。全て、議員そのものの自覚の問題です、そこに書いてることもあるんで一緒に、そういう事に、僕はやっぱり議員としての素質としては一体何が大事なのか、という事をきちっと理解をするという上に立って物事を考えてたらこんな事あらへんと思う。だからそういう事についてやや不足してるんじゃないかなという風に思うから、お互いに気を付けて、議会言い難くてしゃあないわ、という事がもしあるとするなら、どこが言いにくい事になってるのかという事を究明して、もっと言いやすいように議会運営せんないかん、心掛けないかんし。あるいは解釈が間違いであるなら、わしが正しい、正しいんやと言っただけやなしに、お互いこれはこういう事やと、相互理解をする事も必要であると、そういう事が今まで場を持ってないわけやな。正しかった、おれはよかったんや、これでよかったんやとか。よかったんなら問題は起きないわけや。だから、何かがそこに欠けてるからそういう事が出てきた。だから、自己擁護だけをするんではなしに、全体を考えて物事を判断することが出来るように、全体にそういう事を反省し、あるいは改善していく事が出来るんならそういう事に努めた方がいい、という事の立場だけなんです、僕が言うのは。だから、あれいかん、これいかんと言って人を責めてみたって仕方ない。

委員長

そしたら、この件につきましては、色々副委員長と相談して、報告と

いう形をとらしていただきます。その中でまたいろんな意見が出てくる事を期待して、まとめさせていただきたいと思います。

それでは、他にないようでありましたら、私の方から議会運営委員会の先進地視察についてのご相談をさせていただきたいと思います。本年度の議会運営委員会の先進地視察をどうするのか、まずお聞きしたいと思いますので、ご意見ございます方はよろしくお願い致します。

何かございませんか。

(な し)

委員長

まず、そしたら実施するかしないかというような、私はずっと個人的には視察は毎年やるべきだという意見を持っていながら、皆さんにお聞きするのはちょっと聞きづらいんですが、実施するかしないか、というのも各常任委員会の方でされてたように思いますので、議会運営委員会でも実施するかしないかという事で、まず聞かせていただきたいと思います。率直なご意見をお願いします。

松田委員

僕はね、実施をしてるんやさかい、特にやめんないかんという関係も、実施をするとするならね、何をやっぱり検討材料にするのか、あるいは勉強する事が必要なのか、という事がまず先やと思うんです。その為にはね、従来から何回かしてきてる関係というのは、だいたい分かってんねやけど、それよりも今度、自治法改正に伴ってね、自治法改正されてるわけですよ。先ほど事務局長が言ってるように、まだ具体的な関係が分からんと言うんですけど、分からんという事ではなくって、その事を、これは全国色々意見がある事を集約して法改正になったという風に思うんですよ。だから、後の関係は具体的な関係と言うのは分からんというのではなしに、その事についてどう対応、取り組もうとしているのか、という事で先進的に取り組もうとしている関係のところがあるんかどうかという関係ですよ。どういう事になっているのかな、どう具体化をしようとしているのかな、という事があるとするなら、そういう事に

ついて勉強させてもらう事の方が、今我々が一つの課題にしてる問題の解明なり論議をしようとする事にも役立つかなというようにも思うんですよね。そういう事はなしに、ただ単に今度の紹介されているような関係とはなくて言うんだっただいたい全体主義がいいのか委員会主義がいいのかどうかという関係なり、あるいは今度視察来るとこ見ても、委員構成5人や、来る人は別にしても。委員会としては5人、やっぱりそれが最低になってるなという風にも思うし、それが不十分であるのか不十分でないというのか、今度の改正について、どう適用していこうというのかという事について、参考にしようというんなら、それは結構勉強する事があるんやと思うけどね、そこらがなかったらもう、だいたいみな知り尽くしてきていて、お互い一つの場所を踏むだけの事とちゃうかな、という風に思うけどね。有効にしようというんなら、やっぱりそういう事にして勉強した方がいい感じはする、目標を定める。

委員長 松田委員からしっかりした視察目的をやり通して、視察に行こうという感じでお聞きしました。他の委員さんについてもどうなんですかね。松田委員のおっしゃってる事、それらで委員長、副委員長で、事務局長の力お借りしながら、一応提案さしてもらえる資料作って、しますので、日程的について特に10月位になってくるかなと思うんですが、どうしてもこの辺の週は外してほしいとかいう週ありましたら、聞かしていただきたきたいんですが。今から探して行って、それらのどうしてもその日しか向こうが空いてないとかいった事もあります、全てお聞き出来るとは限りませんので、その点もお含みいただきたいと思いますが。

中西委員 10月12日から25日はダメです。

松田委員 僕はいつでもいいんですわ。15日以降でしたら今のとこずっと空いてるな。例月監査以外には。

委員長 町の行事とか松田委員でしたら監査委員、それらの日程とか。

松田委員 以外でしたらいつでも空いてますわ、今のところやったらやで。

委員長 浦野委員。

浦野委員 結構です。

議長 中西さんの日程からいったら、26、27しか空いてへん。

委員長 それと、議長も出来れば一緒に参加していただきたいんです。議長も忙しいんですが、議会運営の方で、これは私自身が議長させてもらった年から同行させていただいてるという事なんですが、その点は大丈夫なんでしょうか。

事務局長 今、日程の事で各委員さんの方から都合の悪い日聞かせていただいているんですけども、10月16日から25日まで出来るだけ避けてほしいというご意見を聞かせていただきますと、10月でしたら26、27の木、金という事になるんですが、それか30、31か11月に入ると。相手方との交渉のこともあるんですけども、26、27日位で交渉するとなれば、たぶん27日位が例月監査がこの辺でなると思いますので、これからいけば10月30、31日か11月に入らないと今のところ日程的には無理かなと思います。それから、議長の視察については予算計上させていただいておりますので、それは議長も同行してもらって結構でございます。

委員長 そしたら、10月30、31、11月1、2、この4日間の間で、この週で調整してもらって、場所的にも色々打合せしますので、議長の日程は今のところ大丈夫ですか。

松田委員 それでいいけど、11月に入んねんやったら2、3は具合悪い。

事務局長 出来るだけ30、31で調整できるようにやってみます。

委員長 そしたら、もう一度。23、24、25。もしくは30、31日、この間で決めていただく。

それでは、本年度の先進地視察については、そのように色々研究していきたいと思っておりますので、また相手のこともありますので、決まり次第報告させていただきます。まず日程のことについて、色々あると思いますが、お願いします。それと、議長にも一緒に行っていただきたいという事で予算的にもそれはお願いします。

それでは、他にご意見等ございませんようですので、その他については終わります。

以上をもって本日予定いたしておりました案件は、全て終了いたしました。

委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

長時間にわたり、本当にありがとうございました。これをもって本日の議会運営委員会は、終了させていただきます。ご苦労さまでした。

(午後12時16分 閉会)
